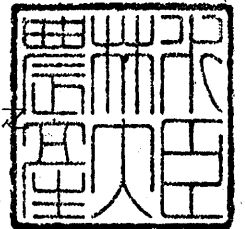


15消安第1321号
平成15年8月25日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物の基準・規格を改正すること。

1. アスタキサンチン
2. カンタキサンチン

飼料添加物（アスタキサンチン・カンタキサンチン）の 基準・規格の改正の概要

1. 飼料添加物の成分名

- ①アスタキサンチン（効果：養殖水産動物の色調強化）
- ②カンタキサンチン（効果：養殖水産動物の色調強化）

2. 1に係る現行の基準・規格

- ①（ア）まだい、ぎんざけ及びにじますを対象とする飼料以外の飼料は、飼料添加物であるアスタキサンチンを含んではならない。
（イ）飼料添加物であるアスタキサンチンの飼料中の含有量は、飼料1トン当たり100g以下でなければならない。
- ②（ア）鶏、ぎんざけ及びにじますを対象とする飼料以外の飼料は、飼料添加物であるカンタキサンチンを含んではならない。
（イ）飼料添加物であるカンタキサンチンの飼料中の含有量は、飼料1トン当たり80g以下でなければならない。

3. 基準・規格の改正内容（案）

- ①（ア）魚類及び甲殻類を対象とする飼料以外の飼料は、飼料添加物であるアスタキサンチンを含んではならない。
（イ）飼料添加物であるアスタキサンチンの飼料中の含有量は、魚類を対象とする飼料1トン当たり100g以下、甲殻類を対象とする飼料にあっては飼料1トン当たり200g以下でなければならない。
- ②（ア）鶏、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料以外の飼料は、飼料添加物であるカンタキサンチンを含んではならない。
（イ）飼料添加物であるカンタキサンチンの飼料中の含有量は、飼料1トン当たり80g以下でなければならない。

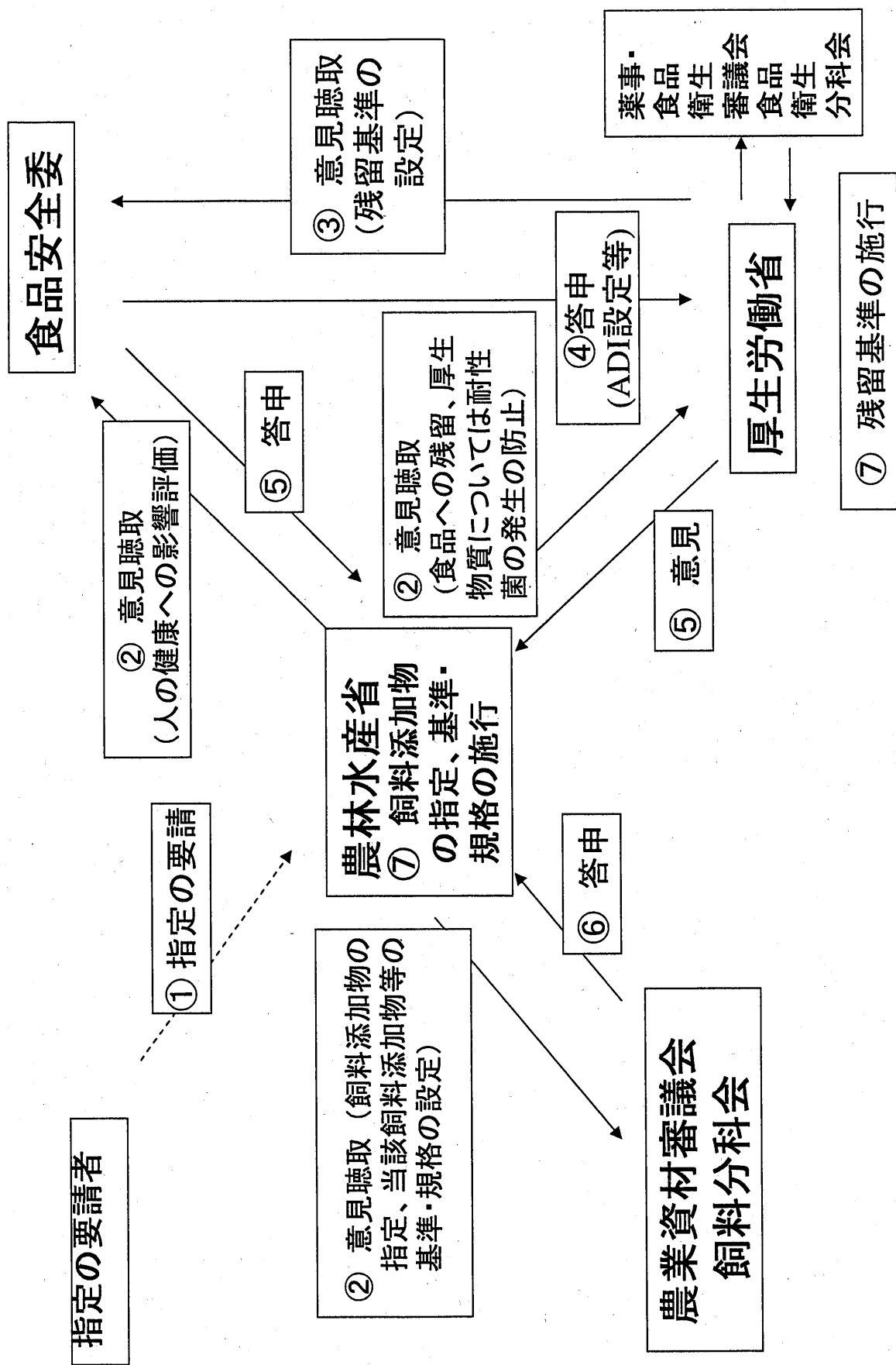
4. 食品安全委員会に意見を聴く事項

上記の2成分に係る飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定による飼料及び飼料添加物の基準・規格の改正に際しての食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第5号）

5. その他

今般の飼料及び飼料添加物の基準・規格の改正と同時に、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第1条第4号に規定する対象家畜等について現行の「ぶり、まだい、ぎんざけ、こい（農林水産大臣が指定するものを除く。）、うなぎ、にじます及びあゆ」を、「食用に供するすべての養殖水産動物」とする改正を行う予定。

飼料添加物の指定の流れ



養殖水産動物用飼料について

養殖水産動物用飼料のうち主要7魚種に与えるものについては、飼料安全法により安全性の確保が図られている。

①配合飼料等

飼料の製造方法などの基準や成分の規格を定め、これらに違反する製造、輸入、販売及び使用を禁止。

②飼料添加物

効果と安全性の両面からの審査を経て、農林水産大臣が指定。さらに、製造方法などの基準や成分の規格を定め、これらに違反する製造、輸入、販売及び使用を禁止。

③抗生物質の使用等の禁止

抗生物質を含む養殖水産動物用飼料の製造、輸入、販売及び使用を禁止。

○飼料の使用量等

・近年の飼料の年間総使用量 約160万トン

〔 生餌 約100万トン
配合飼料 約 60万トン 〕

魚粉等約55%、穀類等約35%、その他10%

○飼料安全法の対象となる7魚種

ぶり、まだい、ぎんざけ、食用のこい、うなぎ、にじます及びあゆ

○養殖水産動物用配合飼料の用途別生産量（平成13年度）

種類	生産量	割合	飼料安全法の適用状況
ぶり	250 千トン	39.2%	適用飼料 579 千トン (91%)
まだい	207	32.4	
うなぎ	39	6.1	
こい	23	3.6	
ます	24	3.8	
ぎんざけ	19	3.0	
あゆ	17	2.7	
かんぱち	14	2.2	非適用飼料 59 千トン (9%)
まあじ	10	1.6	
くるまあじ	6	0.9	
しまあじ	5	0.8	
ひらめ	5	0.8	
とらふぐ	4	0.6	
その他	15	2.4	
合 計	638 千トン	100 %	

資料：水産庁栽培養殖課調べ



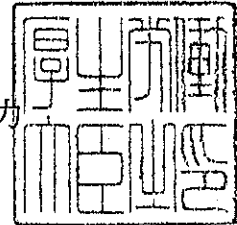
厚生労働省発食安第0825002号

平成 1 5 年 8 月 2 5 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第59条第1項の規定に基づき、平成15年8月25日15消安第1322号にて農林水産大臣から厚生労働大臣あて意見を求められたものであり、その資料は平成15年8月25日15消安第1321号にて、農林水産大臣から食品安全委員会委員長あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる飼料添加物の食品中の残留基準を設定すること

アスタキサンチン及びカンタキサンチン